

////////////////////

CRDB からのお知らせ 【8/4(火)緊急開催】

★「中国化粧品・化粧品原料 新管理制度 WEB セミナー」のご案内★

30 年ぶりに中国化粧品管理制度が大幅変更！

最高法規「化粧品監督管理条例」来年実施、中国化粧品市場に影響必須

中国新「化粧品監督管理条例」の作成メンバーで

NMPA 化粧品・化粧品新原料審議会委員が、徹底的に解説

////////////////////

中国法規制許認可コンサルファーム・P&D パートナーズです。

**6 月 29 日、中国国务院より新「化粧品監督管理条例」（以下は新条例）が
遂に公布され、来年 1 月 1 日から実施されることになりました。**

新条例は中国化粧品及び関連分野において最高行政法律であり、

現行の「化粧品衛生監督管理条例」（1990 年 1 月 1 日施行）の代替法規制として、

中国化粧品・化粧品原料の管理制度で 30 年ぶりの変更となり、多大な影響を及ぼします。

今回の変更は、日本の化粧品会社の皆様にとって、

大きな危機になりかねないリスク要因であると同時に、

非常に大きなビジネスチャンスをもたらすことになります。

中国化粧品・化粧品原料の新管理制度は、一体どのように変化するのか、

新条例の作成メンバーの一人である、

中国 NMPA 化粧品・化粧品新原料標準委員会委員である

石鉞（セキ イツ）先生を急遽招聘し、皆様に徹底的に解説する

「中国化粧品・化粧品原料 新管理制度 WEB セミナー」を 8/4 に開催します。

今回はインターネットによる WEB セミナー形式でお届けします。

パソコンやスマートフォンなどから、「どこでも参加する」ことが可能ですので、

この機会に、ぜひともご参加ください。

「詳細パンフレット」は以下をご参照ください。

<http://pandd.jp/pdf/semina-20200804.pdf>

「お申し込みフォーム」は以下をご参照ください。

<https://www.pandd.jp/seminar/form.php>

**本 WEB セミナーは、新条例に関して、石先生に詳しく解説いただき、
質疑応答セッションでは、十分な時間を設け
皆様からのご質問に対して、石先生から直接にお答えいたします。**

新条例に関して、すでに弊社にはさまざまな質問が寄せられています。

- ★ 化粧品定義が現行より変わりました。
製品は中国の化粧品になりますでしょうか？
- ★ 今までの化粧品分類が変更になりました。
化粧品は新制度での化粧品にならない場合はどうしたら良いのでしょうか？
- ★ 化粧品原料に対して、登録許認可と備案（届出）許可と分けています。
中国化粧品新原料の許認可取得は簡単になるのでしょうか？
- ★ 化粧品の登録者と備案者は製品に対する責任を明確しているようになりました。
そのルールをどのように遵守しますでしょうか？
- ★ 化粧品と化粧品新原料の中国許認可取得を申請する前に、安全評価を行わなければならないとの要求は、一体何を指しているのでしょうか？
- ★ 化粧品ラベル表示内容は現行より明確していますが、
具体的にどのような内容が良いのでしょうか？
そしてどのような表示がダメなのでしょうか？
- ★ 化粧品の越境 EC 販売は具体的にどのような要求がありますでしょうか？
- ★ 新条例には中国だけ向けの化粧品の製造者は、中国消費者に対する関連研究と試験の資料を提出しなければならないと規定していますが、それは何の意味でしょうか？
- ★ 歯磨き粉は普通化粧品の管理規則を参照して管理すると明らかになりましたが、
実際にはどのような許認可方式を採用するのでしょうか？
- ★ 現在御社が既に中国化粧品登録及び備案（届出）許可を取得している製品は
これからどうなりますでしょうか？
- ★ 既に中国化粧品許認可を申請している製品はこれからどうすれば良いのでしょうか？
- ★ 輸入化粧品は中文ラベルを貼り付けでも良いですが、元々の包装ラベルの内容と
一致しなければいけないと要求されていますが可能でしょうか？
- ★ 化粧品の登録者、備案（届出）者、受託製造者は原料及び化粧品の包装材料の
入荷検査記録制度と販売記録制度を作らなければならないと要求されていますが、
詳細にはどこからどこまで作成する必要がありますでしょうか？
- ★ 化粧品リコール制度も開始しますが、どのような内容でしょうか？

そして一番気になるのが、

- ★ 御社が展開されている中国化粧品事業は、
新管理制度によってどのように変えていくことが必要でしょうか？

こうしたさまざまな疑問が解決する、

8/4 開催「中国化粧品・化粧品原料 新管理制度 WEB セミナー」

の「詳細パンフレット」は以下をご参照ください。

<http://pandd.jp/pdf/semina-20200804.pdf>

「お申し込みフォーム」は以下をご参照ください。

<https://www.pandd.jp/seminar/form.php>

上記にアクセスが難しい場合、P&D パートナーズのサイトをご参照ください。

<http://www.pandd.jp/>

【8/4(火)緊急開催】

中国化粧品・化粧品原料 新管理制度 WEB セミナー

【開催日時】 8月4日(火) 10～17 時

【参加費（税込）】

一般	50,000 円
CRDB 会員	47,000 円
1 社 2 名以上	47,000 円

【講師】

石 鉞 先 生

＊新「化粧品監督管理条例」作成メンバー

＊中国化粧品・化粧品新原料標準委員会委員、専門家審議会委員

他、弊社エグゼクティブコンサルタント

【セミナーのねらいと解説ポイント】

新「化粧品監督管理条例」に関して詳細に解説します。

- ・中国 新「化粧品監督管理条例」の全面解説
- ・新「化粧品監督管理条例」に付随する規定の主な内容
- ・新管理制度の下で、中国で化粧品・化粧品原料事業展開の対策と注意点 他

以下についても取り上げます。

現行制度での中国 NMPA 輸入化粧品登録許可及び備案（届出）許可の取得
新条例後と中国化粧品越境 EC（インターネット通販）と最新規制情報

【想定ご参加者】

- ・中国へ化粧品及び化粧品原料を輸出しているブランドメーカー様
- ・中国へ化粧品及び化粧品原料を輸出している OEM メーカー様
- ・中国で化粧品及び化粧品原料の販売展開を行っている代理店様
- ・今後、中国で化粧品及び化粧品原料の販売や関連ビジネスを考えているすべての事業者様

【開催方式と参加方法】

インターネットによる WEB セミナー形式です。

下記でお申し込みをいただいた後、弊社から請求書を郵送させていただきます。

参加費をお振り込みいただいた後、参加方法に関するご案内メールを差し上げます。

【お申込み】

「中国化粧品・化粧品原料 新管理制度 WEB セミナー」のお申込み▼

<https://www.pandd.jp/seminar/form.php>

「詳細パンフレット」は以下をご参照ください。

<http://pandd.jp/pdf/semina-20200804.pdf>

【本セミナーに関するお問い合わせ先】

弊社 営業部 「WEB セミナー担当」までお願いします。

Email: info@pandd.jp

TEL : 059-231-5488

=====

■ CRDB 会員についてのご案内

=====

★ CRDB 会員になって頂くと、中国規制データの閲覧がさらに便利になります！

◎ 会員特典はコチラ

<http://www.crdp.jp/content/view/928/1600/>

- ・中国製品の許認可規制情報が閲覧し放題

- ・中国規格書無料代行購入サービス
- ・中国製品許認可法規制に関する無料相談
- ・CRDB 各種講座、講演会・セミナー参加の優先申し込みと参加料の割引

◎入会方法

詳しい入会方法、規則等はこちらをご覧ください。

<http://www.crdp.jp/content/view/482/1213/>

=====

運営会社： ピーアンドディーパートナーズ株式会社

HP： <http://www.pandd.jp>

Email: info@pandd.jp

本社：〒514-8507

三重県津市栗真町屋町 1577 番地 三重大学地域イノベーション研究開発拠点 A204

TEL：059-231-5488 FAX：059-231-5465

東京支店：〒170-0005 東京都新宿区西新宿 7-21-9 天翔西新宿ビル 406 号室

TEL：03-4530-8558 FAX：03-3943-6316

=====

○配信の停止・変更について。

- ・本文にお客様のメールアドレスおよび『配信停止希望』と記載の上、以下でもお知らせください。

Email: info@pandd.jp

本メールマガジンを転送、転載される際には、

弊社が出典元であることを明記いただければ、掲載許可申請は必要ございません。

Copyright (c) P&D partners Co. Ltd. All Rights Reserved.

=====

.....
.....
.....